

# 官立高等教育機関における留学生教育の成立と展開

## —第三高等学校を事例として—

巖 平†

### はじめに

本稿は、第三高等学校の中国人留学生を中心として、近代日本の官立高等教育機関における留学生教育の特質を明らかにすることを課題とする。具体的には、1900～40年代における中国人留学生の入学者数や卒業後の帝国大学進学状況など基礎データを提示するとともに、留学生教育をめぐる中国側の要望やそれに対する文部省や第三高等学校側の対応と教育体制の変化を明らかにしたい。

日本における外国人留学生教育は、日清戦争以降の清国人留学生や朝鮮政府派遣留学生の来日を皮切りに、20世紀初頭にかけて一つのピークを迎える。私学中心の「速成教育」を特徴としたこの時期の留学生に関する研究は、史資料の翻刻も含めて分厚い蓄積がある<sup>(1)</sup>。また、1910年代前後の政府間協定「五校特約」に基づく官立学校における留学生予備教育の実態や特徴については、二見剛史により精力的な研究がなされてきた<sup>(2)</sup>。その後、日本側の主導で実施された「対支文化事業」について、阿部洋は文化的側面からその成立・展開過程や挫折の経緯及び同事業を構成する諸々の活動の実態を、主に外務省外交史料館所蔵史料を利用して考察している<sup>(3)</sup>。他方、大里浩秋や川島真を中心とした研究グループは、これまで手薄だ

った1930年代以降、戦時中にも「満洲国」や華北占領区などから多くの留学生が来日した事実注目している<sup>(4)</sup>。さらに、中国においては留学生の帰国後の活動なども視野に入れた研究動向が見られる<sup>(5)</sup>。

これらの研究では、日本側とりわけ外務省の政策分析が中心となっており、留学生教育を管轄した文部省側の対応、および個々の教育機関の対応は、必ずしも十分に解明されてこなかった。また、留学先の教育機関の取り上げ方についても、進学予備学校をはじめとした私学に偏っている。そこには、史料保存・公開の状況の他、近代の日本留学生受け入れにおいては私学の担った部分は極めて大きかった、という事実も反映していると思われる。

ここで想起すべきは、留学生を送り出す側が当初より求め続けたのは、帝国大学や専門学校など高等専門教育を受けさせることであったという事実である。この点については、明治専門学校を事例として受け入れ学校側から留学生の教育実態を解明した陳昊の研究や、高等商業学校における中国人留学生を対象に、帰国後の活動も含めて追跡を試みた王嵐の研究は注目に値する<sup>(6)</sup>。近年、大学文書館の成立に伴って個別の大学史研究が進展し、帝国大学における留学生教育の実態も徐々

†国際日本文化研究センター共同研究員

に解明されつつある。中でも折田悦郎や永田英明は、九州帝国大学や東北帝国大学の留学生に関する基礎的なデータを収集し、一定の成果を挙げている<sup>(7)</sup>。ただし、これらの新しい研究動向においても、「五校特約」以来の「官製留学」に関する研究は、依然として手薄な状態にあると言わざるを得ない。例えば官学留学の中心を担っていた東京帝国大学や、際立って多数の留学生を受け入れた京都帝国大学での実態は、未だに解明されていないからである<sup>(8)</sup>。

さらに、永田が指摘したように、帝国大学への進学を果たした留学生は、戦時中いわば非常時期を除いて、その出身校は殆んど高等学校であった事実に着目すべきである。戦前日本教育制度の頂点に位置する高等学校—帝国大学という進学メカニズムが、外国人留学生にも重要な意味を持った。そういう意味で、高等学校における留学生教育の実態解明は、帝国大学のそれを考察するためにも重要かつ不可欠な研究としての意味を持つ。

高等学校における留学生受け入れについて二見剛史は、「五校特約」に伴って成立した特設予科や東亜予備学校での教育内容を検討、さらに留学生のために設置された高等学校（第一高等学校特設高等科）の成立経緯を明らかにした。しかし、二見の研究は、高等学校進学前の予備教育を中心としたものであり、その後の詳細、例えば特設予科修了後の留学生がいかなる論理で高等学校へ進学していったのか、さらに進学後の教育状況、とりわけ帝国大学への進学目標を達成したか否か、などについては殆んど言及していない。高等学校における留学生教育をめぐる諸問題については、史料の制限もあって、依然として未解決の課題が多く残されているといえる。

如上の問題意識に基づき、本稿は、第三高等学校を舞台とした留学生教育の実態分析を試み、戦前日本の官立高等教育機関における留学生教育の特質を解明する手がかりとしたい。具体的には、

まず政府間協定に基づく「五校特約」以前の留学生教育状況を確認し、次に「五校特約」による留学生の配分の論理を解明した上で、その教育実態について考察を加え、最後に第一高等学校特設高等科設置後の留学生入学状況を明らかにしたい。

なお、史料としては、主として京都大学大学文書館所蔵『第三高等学校関係資料』、とりわけ『支那留学生資料』や各年度の『専門学務局往復書類』などを使用する。なお、本稿では、これまで用いられてこなかった一次史料を多用するため、個々の資料を詳細に提示することに努めたい。

## 一、留学生教育の開始と収容計画

### 1、官立学校留学生教育の開始と法令整備

第三高等学校（以下、「三高」と略す）は、1894年の「高等学校令」をもって制度化されて以来、1950年に廃校になるまで、関西における帝国大学への予備教育機関として重要な位置を占めてきた<sup>(9)</sup>。一方、1907年から1950年まで三高を卒業した留学生は130人以上にも上った。三高において初めて外国人留学生として迎えられたのは、1903年に入学した清国人王季緒であった。しかし王が1907年に退学したため、初めて卒業した留学生は、一年遅れて1904年に入学した同じく清国人巖恩楫であった<sup>(10)</sup>。当時は、1897年の京都帝国大学（以下、「京都帝大」と略す）の新設を受けて、これまで三高の持っていた専門教育機能が消滅していくとともに、大学予科制度が徐々に確立してきた時期でもあった<sup>(11)</sup>。

初期の留学生は、両広総督（広東、広西両省を管轄する清朝の地方長官）の学務部顧問たる藤田豊八（号「剣峰」、三高出身）の斡旋もあり、偶発な出来事として入学したものという（『嶽水会雑誌』第30号）。その経緯を裏付ける資料が未見のため、詳細は定かでない。ここでは、それに先立って第一高等学校（以下、「一高」と略す）に留学生が初めて入学した様子を窺ってみよう。

1899年、浙江省から派遣された「官費生」8人が「聴講生」として一高に入学し、留学生教育の嚆矢となった<sup>(12)</sup>。当時の事情について文部省は同年6月14日に、以下のように説明している。

昨年来本邦語ヲ修学シ最早邦語ヲ以テスル講義ハ解得致候様相成候ニ付、本年九月ヨリ貴校へ聴講生トシテ入学致度旨申出候趣ヲ以テ、外務省ヨリ照会ノ次第モ有之候条、可成御差許候様致度。尚ホ本件ハ外務省へ回答ノ都合モ有之候間、何分御回答相成候、此段及照会候也<sup>(13)</sup>。

実際、これらの留学生は、東京の日華学堂で日本語教育を受けた後、正規な生徒ではなく、「聴講生」としての入学を求めたものであった。後述するように、外国人学生の文部省直轄学校への入学規則を文部省が初めて定めたのは、1900年のことである。したがって、この時の入学は、依拠すべき法令がなかった時点でのいわば特別措置と言えよう。そのためか、ここで文部省が、「外務省」の意向を特に強調していたのである。既に多くの先行研究に明らかにされたとおり、近代日本における中国人留学生事業の展開には、外務省の戦略的な意図が大いに働いていた<sup>(14)</sup>。文部省としては、いわば外務省の押し付けた留学生教育という新しい課題に、さしあたって一高にその対応を求めたと考えられる。

一高においても、留学生教育はこれまでになかった、まさに破天荒のような出来事であった。ひとまず2日後に「差支無之」と回答し、同年9月8日付で錢承誌以下8人が正式に入学願書を提出し、認められた。ただし、一高の入学規則には留学生に関する内規がなかったために、変則として学校側は以下のように対応した。

本件ノ如キ入学規則上ノ要件ヲ欠缺セル変則

ノ入学ニ付テハ、其卒業資格モ一般生徒ト同一ナラシムル能ハサル儀ニ付、右ハ単ニ聴講生トシテ入学セシメ、其履修ノ学科ニ付テハ特ニ証明書ヲ付与致スヘク候条、此段申添候也<sup>(15)</sup>。

留学生は、入学規則に規定された「中学校第四学年修了若ハ之ト同等ノ学力アリト検定セラレタル者」という資格に満たさなかったために、卒業資格は与えられず、やがて聴講期間を終えて履修学科の証明書のみを発行する、と定めたわけである。つまり、留学生が卒業後、日本の高等学校卒業生と同様、帝国大学への進学資格を取得する可能性は、この時点では見込まれていなかった、ということになる。

さて、具体的には一高において、どのように留学生教育にあっていたのであろうか。翌1900年3月の文部省からの照会に対して、一高は以下のように回答している。

- 一 入学ノ資格及手續 前掲八名ハ外務省ノ依託ニヨリ入学セシメタルモノニシテ、別ニ入学試験ヲ施行セズ。随テ入学当時ニ於ケル学力上ノ資格ヲ評定シ難シ。保証ニ関シテハ外務省ノ委嘱ニヨリ支那留学生ヲ監督セル日華学堂総監引受ケヲ為サシム。
- 一 入学料 授業料及図書貸付料 凡テ徴収セズ。
- 一 寄宿寮ニ入ル者ニ付テノ特別取扱。
  - (一) 入寮生ニ対シ寄宿料ヲ徴収セズ。
  - (二) 入寮生ハ寄宿寮委員ヲシテ特ニ看護セシム。清国生徒ノ入寮ハ本人等ノ望ミニ依ルト雖トモ、諸般ノ状況其本国ニ於ケルト全ク事情ヲ異ニシ、殊ニ寮内ノ生活ハ特ニ之ヲ看護誘掖スルモノアルニアラサレバ全キヲ得ザルモノアリ、依テ寄宿寮委員中之レカ看護ヲ担

当セント望ム者ヲシテ此特別ノ扱ヲ為サシム、茲ニ寄宿寮委員トハ寮生ノ互選ニヨリ推挙セラレタル者ナリ。

(三) 入寮生ノ為メ時間外ニ於テ特ニ体操ヲ授ク。体操ハ本人等ノ切望スル所ニシテ体育上当校亦之レヲ課スルノ要ヲ認ムト雖トモ、本人等ハ一般生徒ト一高ノ課業ニ就カシムルノ素養ナキヲ以テ、体操教員ヲシテ時間外ニ於テ特ニ兵式体操ノ初歩ヲ授ケシムル次第ナリ<sup>(16)</sup>。

外務省の依託生という身分に対応して、無試験入学、授業料・寄宿料の不徴収を原則とし、とりわけ入寮者に対しては体操教育の強化などを通じて教養教育を重視する、などの特徴が見られる。入寮は「本人等ノ望ミニ依ル」としながらも、「全寮制」を標榜してきた一高においては、留学生の来校を前に十分な収容部屋を用意していた<sup>(17)</sup>。ちなみに、聴講科目は表1のとおりである。

以上の一高が採った措置は、いうまでもなく暫時的なものであり、「外国人ノ入学ハ常ニ之レアルベキコトヲ予想セサルヲ以テ、随テ之ニ応スルノ内規等ノ設ケ無之、別記清国学生取扱ニ関スル事項ノ如キモ臨機ノ処分ニ属シ、一定シタルモノニ無之候条」と示されたとおり、留学生教育を当初から想定した上で実施したわけではなかった<sup>(18)</sup>。

こうした外務省の推薦・保証を得たいわゆる依託外国人学生が来日する新情勢に対応すべく、文部省は一高の実状を参照した上、1900年7月4日に「文部省直轄学校外国依託生ニ関スル規程」(省令第11号)を發布した。さらに翌1901年11月11日には、ほぼ同文の「文部省直轄学校外国人特別入学規程」(以下、「外国人特別入学規程」と略す)を省令第15号として發布し、入学の対象を「外国依託生」から「外国人」一般までにその適応範囲を拡大させた。ここではその要点を確認しておこう。

第一条 外国人ニシテ文部省直轄学校ニ於テ一般学則ノ規定ニ依ラス所定ノ学科ノ一科若ハ数科ノ教授ヲ受ケントスルモノハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外国公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ。

第三条 帝国大学総長若ハ学校長ニ於テ前条ノ出願ヲ受ケタルトキハ相当ノ学力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ。但シ学校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス。

第四条 本令ノ規定ニ依リ入学シタル外国人ニシテ学科修了ノ証明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附与スヘシ。

表1：第一高等学校清国人留学生聴講科目一覧表（1900年3月）

名前	出身	独語	英語	政治地理	代数	三角	図画	体操
汪有齡	浙江	○	○	○				○
呉振麟	浙江	○	○	○				○
章宗祥	浙江	○	○	○				○
胡祜泰	江蘇	○	○	○				○
陳幌	浙江	○	○		○	○	○	○
錢承誌	浙江	○	○		○	○	○	○
陸世芬	浙江	○	○		○	○	○	○
何燭時	浙江	○	○		○	○	○	○

注：東京大学駒場博物館所蔵「文部省ヨリ外国人入学者ノ国籍氏名等取調方ノ件」『自二十五年至三十五年外国人教師外国人入学』より筆者作成。

この「外国人特別入学規程」は、戦前日本の官立学校における外国人入学に関する、文部省が公布した唯一の法令であった<sup>(19)</sup>。その特徴としては、「一般学則ノ規定」によらないいわば「別枠」で入学すること、政府など公的機関の認定が必要であること、学力認定とともに学校の収容範囲内で実施すること、などが挙げられる。一方、入学資格や修了証明書の種類などは曖昧にしか規定されていなかった。それが、やがて高等学校卒業生の帝国大学への進学をめぐる、諸々の問題を引き起こす遠因となっていくのである。

## 2、三高の留学生教育と収容計画

ここまで見たとおり、初期の高等学校留学生の来日は、外務省の働きかけに応じて文部省が所轄の官立学校に協力を求める、といった形で実現した。文部省は「外国人特別入学規程」を公布した

ものの、実際に留学生の入学を認めた例は、さほど多くは見られなかった。事実、一高における留学生入学の第二弾は1904年1月のことであった<sup>(20)</sup>。それに先立って1903年9月、三高においても初めての留学生を迎えることになった。ここではまず、留学生の入学申請に対する三高の取扱方について、文部省専門学務局長松井直吉が1903年6月26日付で、折田彦市校長宛に発した通牒を確認しておこう。

清国留学生ニシテ同人（汪大燮清国留学生総監督——引用者）ヨリ直接貴校へ入学ノ義申出候得共モ有之候ハ、明治三十四年省令第十五号直轄学校外国人特別入学規程ニ依り取扱相成差支無之候条、為念此段及通牒候也<sup>(21)</sup>。

これは、留学生の入学に関する三高最初の公文

表2：第三高等学校留学生一覧表（1903～1908）

姓名	出身地	費別	入学年月	卒業年月	進学先	特記事項	出典
王季緒	江蘇	私	1903年9月			1907年9月「学業不進歩」により諭示退学。多病、休学頻繁	030002-28、080033-3
巖恩械	江蘇	私	1904年9月	1907年7月	京都帝大工科	1910年7月京都帝大卒	070024-14
褚明遺	浙江		1905年2月			1905年9月大阪高等工業学校へ入学希望	050083-43
汪汝琪	浙江		1905年2月			同上	050083-43
周延禧	浙江		1905年2月			同上	050083-43
傅銳	浙江	官	1905年9月			1910年9月京都帝大撰科入学により除籍	120025-3
章鴻釗	浙江	官	1905年9月	1908年7月	京都帝大理科		080021-欠
潘国寿	浙江	私	1905年9月			1913年帝大進学落第、1914年9月東京帝大撰科入学により除籍	130007-105、140003-24
章勤士	湖南	官	1906年9月			1907年11月病気退学	070034-112
周清儁	広西	官	1906年9月			1911年9月都合退学	100042-19
夏同純	貴州	官	1906年9月			1908年9月病気退学	
盛徳熔	江蘇	官	1906年9月	1911年7月	卒業	東京帝大法学？	
周維新	江蘇	官	1906年9月	1910年7月	京都帝大法学	英語学習のため1906年9月より一時休学。「作民」と改名	060060-128、120025-3
許璇	浙江	官	1906年9月	1910年7月	卒業		
鄧博	四川	官	1906年9月			1907年10月「授業料不納無届欠席」により除籍	070034-112
陳彰海	四川	私	1906年9月	1912年7月	卒業	農科志望	120025-32
何熙曾	福建	官	1906年9月	1912年7月	卒業	採鉱学科志望	120025-32

注：各年度の『専門学務局往復書類』などにより筆者作成。出典欄の資料名は冗長のため、簿冊の整理番号と件名番号とだけを記した。いずれも京都大学大学文書館所蔵『第三高等学校関係資料』による。

書である。その取扱方は先述した「外国人特別入学規程」に依拠する内容であった。実際、1903年以降、翌1904年に1人、1905年2月に3人、同年9月に3人と、少人数ながら続けて留学生を入学させた。1908年までの概況を表2で示しておく。

表2から確認できるように、1908年までに入学した留学生は、人数的には17人と少なかった。年度別で言えば1906年の9人に対して、翌1907年と1908年には一人もいなかったように、年ごとの人数の変動が目立った。諸般の理由で退学者も多く、卒業者は7人に止まった(卒業率41.18%)。卒業までの修業年数は、嚴や章のように3年間を要した者もいれば、陳や何のように6年間もかかった者もいた。1905年2月に入学した浙江省からの3人は、同年9月に他校への入学を目指している<sup>(22)</sup>。いわゆる帝国大学を目指した「大学予科」ではなく、他の目的をもって「普通科」のみを履修した留学生も在籍していたことがわかる。

1903年に始まった三高の留学生教育は、1905年以降清国政府の科挙廃止に伴う留日学生の急増により、新たな局面を迎えることになった。一気に高まった留学生の入学要求に対応すべく、1905年4月27日、文部次官木場貞長が折田校長に対して以下のように打診した。

近来清国人等ニシテ本省直轄学校へ入学ヲ希望スル者益増加ノ勢ニ有之候処、貴学校現在ノ校舍ニ於右外国人凡ソ何名位ヲ收容シ得ベキ余地可有之哉、且其見込人員ヲ收容スル場合ニハ更ニ職員ヲ増加シ又ハ設備ヲ充実スルノ要ハ有之間敷哉、若シ之ヲ要ストスレハ其費用金額ノ御見込ヲモ詳細承知致度候条併テ御取調御回報相成度、此段及御照会候也<sup>(23)</sup>。

文部省が各直轄学校に対して、現段階の收容余力および教職員増加や設備増設に伴う予算の増

加額などについて、具体的な実態調査に乗り出した様子が分かる。それに対して三高は、5月9日付で以下のように回答した。

従来狹隘ヲ感シ居候次第ニ付兎テモ之ニ供用スヘキ余地ヲ有セス候ニ付、仮ニ当校ニ六十名ヲ收容シ之ヲ寄宿セシメ且之ヲ二組ニ分チテ教育スルコト、セハ、之ニ要スル校舍ノ増築器具等ノ設備並經常費等別紙ノ通ニ有之候条御諒知相成度、此段及御回報候也。

(別紙) 清国留学生教育費

俸給	三千六百元
教授三人年俸各千二百円	
庁費	八百五十円
図書、機械、器具等ノ備品費用、紙薪炭類雜品、寄宿舎用電灯料等ノ消耗品費及通信費。	
雜給及雜費	二百五十円 (内訳、略)
經常費通計	四千七百元
設備費通計	六百元
合計	五千三百円
附：第三高等学校教室及寄宿舎食堂等増築予定調 (以下、略) <sup>(24)</sup> 。	

この文書からいくつか重要な事実を読み取ることができる。即ち、二本松にある三高の敷地が狭く、これまで以上に留学生を收容するには教室など施設の増築や教員の新規採用が必要とされる。また、「仮ニ当校ニ六十名ヲ收容シ之ヲ寄宿セシメ且之ヲ二組ニ分チテ教育スル」という文面から読み取れるように、将来收容すべき留学生の人数や教育状況に関する具体的な設計図も提示されていた。それは、文部省は事前に留学生の收容状況を想定した上、三高に回答を求めたことを示唆している。なぜなら、わずか5人しか留学生が在学していなかった三高にとって、いきなり60人も留学生を入学させる計画は唐突であり、仮にとはい

え自ら申し入れることは考えにくいからである<sup>(25)</sup>。

いずれにしても、上記の回答に対して文部省は3日後、1902年に三高に附設された臨時教員養成所<sup>(26)</sup>の活用を念頭に、「養成所現在ノ生徒卒業後同所ノ設備ヲ以テ之ヲ收容スルコト、仮定」し、この場合の收容可能人数および予算について再度照会した。受けて三高は5月27日に、次のように回答している。

当校ノ附設臨時教員養成所ヲ明年三月限り廃スルコト、仮定シテ、其設備ヲ移シテ清国留学生ニ供用スルトセハ一組四十人迄ヲ收容シ得ヘキ見込ニ有之、尤寄宿舎ハ狹隘ニ付少シモ余地無之画学室ハ狹隘ニハ候ヘトモ如何トモ繰合セ可申、而シ右等ニ対スル経費ハ別紙予算ノ通ニ有之候条御諒知相成度、此段及御回等候也。

(別紙) 清国留学生教育費 (略、教授2人俸給 2400 円、庁費 400 円、雑給及雑費 150 円、設備費 200 円、合計 3150 円のこと。)

寄宿舎に入舎させることを想定していなかったことから、先述した收容計画は文部省の要望に依りて、三高が作成したものと考えられる。しかし、この三高の收容計画案に対して文部省からの返答が見られない。一方、文部省専門学務局長福原隼二郎は同1905年8月31日に、「本省ニ於テモ目下右收容方法ニ付計画中ニ有之候」と一高宛に通牒した<sup>(27)</sup>。この時期、三高が提示した計画案も含めて、留学生の收容拡大方策について文部省が模索していたと推測できよう。

実際、三高においては1906年にさらに9人を入学させ、一気にこれまでの合計收容人数よりも倍以上の14人にまで達した。しかしそれ以降、清国公使や文部省の新規要請に対して、「各部共本邦学生ノ志願者数甚シク超過スヘク随テ外国ノ

学生ヲ收容スヘキ余地無之見込」ということを理由に、1908年度までは許可しなかった<sup>(28)</sup>。この対応について文部省は、1908年3月20日付で「外国人ニシテ高等学校又ハ専門学校へ入学ヲ志望スル者取扱方」という省議決定を文部次官通知として発し、「中学校ヲ卒業シ其他高等学校又ハ専門学校入学ノ資格ヲ有スル」外国人に対して、選抜試験を経て志願する場合は、「試験ノ結果ニ依リ入学ヲ許可スル」ことを求めた<sup>(29)</sup>。この場合も、「該当スル志願者増加シ本邦人ノ收容ニ影響少カラサル等ノ場合ヲ生スルニ至ラハ更ニ別段ノ詮議ヲナス」と述べ、日本人と同等条件かつ日本人の收容に影響ない程度で、外国人の入学を認める方針を示した。しかし、実際、日本人と同等な条件をクリアすることは容易でなく、三高の場合は、殆んど見られなかった。

さて、それでは、三高の留学生教育はいかなるものだったのだろうか。文部省宛に提出した三高の報告書などから、その様子をうかがうことができる。まず注目すべきは1908年3月6日に、留学生の入学試験制度に関する文部省の問い合わせに対して示された三高の回答である。

従来当校在学ノ清国留学生ニ対シテハ、国語及漢文ノ二科ハ各本人ノ請願ニ依リ欠課ヲ認め居ルモ、其他ノ学科ハ総テ規定通課シ其試験モ本邦学生同様ニ行ヒ、点数ノ如キ多少斟酌ヲ加フル場合ナキニアラサルモ大体ニ於テ仮借スル所ナク、現ニ前学年末ノ如キ総計十二名中七名ハ落第一名ハ諭旨退学 (学業不進歩ノ故) セシメタル次第ニ候、而シテ将来ニ於テモ尚同一ノ方針ニ出ヘキ見込ニ候、此段及御答候也<sup>(30)</sup>。

ここから留学生に対する三高の教育方針を読み取ることができる。すなわち、履修科目については、「国語及漢文」を除いてすべて日本人と同様

に課されていた。また、試験の場合には、採点の際には「多少斟酌」も考慮されたものの、原則としては日本人学生と同じ試験を受けさせていた。これらの方針は、将来も継続していく見通しを示した。この時期、当時の官立学校の試験制度について、文部省宛に留学生側から上申書が提出された。その内容について、文部省専門学務局長福原録二郎から1908年2月29日に以下のように通牒した。その要旨は以下の通りである。

- 一、日本官立学校ニ入学スル者ハ私立学校ニ入学スル者ヨリモ入学程度高シト雖モ、卒業時ノ成績ヲ比較スルニ小数ノ者ハ良好ナルモ多数ノ者ハ却テ私立学校在学生ニ及ハサル点アリ。何トナレハ官立学校ニテハ講義録ニテ講師ノ解説ヲ知ル便ナキカ故ニ、能ク日語ニ通セサレハ成規ノ試験ヲ受クルコト能ハサル故ナリ。
- 一、官立学校ニテハ留学生ヲ附属物トシテ、受験ノ有無学力ノ如何ニ関セス卒業期ニ至レハ均シク卒業証書ヲ授与セスシテ同一ノ選科生修業証書ヲ交付セラル、カ故ニ、真面目ノ学生ヲモ駆リテ不勉強ニ陥ラシム、欧米ノ学校ニテハ試験ヲ受ケサルモノヲ寛假スルコトナシ、故ニ成績良好ナリ。
- 一、貴大臣閣下各学校ヲ督励シ留学生モ日本学生ト同一ノ試験ヲ為シ其成績ヲ発表シ試験ニ応セサル者ハ必ス降級若ハ学籍ヲ除キ試験ノ上成績可ナル者ニハ必ス選科卒業証書ヲ授与セシメラレンコトヲ乞フ<sup>(31)</sup>。

ここでは、官立学校における留学生教育の問題点が、私立学校のそれとの比較において指摘されている。大雑把に言えば、官立学校には「講義録」がないためより高度な日本語能力が求められるこ

と、試験を厳にして成績優良者には「修業証書」ではなく「卒業証書」の授与を求めること、といった内容であった。

では、三高ではどのように対応したのであるのか。三高初の卒業生となった巖恩楨を例に確認してみよう。1907年5月、文部省が巖恩楨の学力について照会したところ、三高は「第一年ニ於テ国語ノ一科ハ除キタルモ其他ノ学科ハ総テ本邦同様履修セシメ、且其成績優良ニシテ席次ノ如キ左記ノ通」と答えた<sup>(32)</sup>。学校側が提示した成績を見ると、第一年は81人中5番、そして第二年は75人中19番、という堂々たるものであった。文部省にも「本邦人ト同一ノ課程ヲ履修シ其学力略同等」と認められた巖は、三高において初めて正式に卒業することができたのである。

ちなみに巖は採鋳冶金学を志望して京都帝国大学に進学し、1910年7月に卒業、その後、8月に北京で挙行された「登用試験」に臨んだ。この時、欧米及び日本留学を経て帰国した721人中、最初の予備試験に合格した560人に対して、学部(1912年以降は「中華民国教育部」)の試験と宮廷で行なわれる「廷試」が実施された。80点以上の得点を挙げた「最優等」62人中、巖は96点を取得し、最高得点に輝いた<sup>(33)</sup>。1911年以降、彼は武漢や雲南の鋼鉄工場の建設などにたずさわり、近代中国の鋼鉄冶金業においては、先駆者の一人として指導的な地位を獲得していった<sup>(34)</sup>。

ところで、表2からも分かるように、巖も含めてこの時期に三高を卒業した7人の多くは、京都帝大に進学していた。三高だけでなく、先述した一高からも多くの留学生が選科生として京都帝大に入学している。その理由には、当時の学生志望先をめぐる両帝国大学の不均衡現象があったと思われる。実際、1907年に東北、1911年に九州帝国大学が創立されるまでは、日本人学生の進学希望先として、両帝国大学には大きな違いが見られた。例えば1906年に文部省が実施した卒業生の



進学志望調査においては、三高を卒業する予定の181人中、東京帝大を志望したのは132人にも上った。法科の場合は54人中41人、また文科は22人中18人など、文系においては著しく東京帝大に偏っていた<sup>(35)</sup>。

明治期以来、学生の東京集中に悩まされ続けてきた文部省は、その打開策の一つとして、既に九州や東北に帝国大学の増設を計画していた。さらに、上述した東京帝大志望が殺到する現状の打開策として、現有の京都には幾分か分流させるよう、各高等学校長に求めた。1907年5月28日に文部省専門学務局長福原録二郎より三高宛に発した依頼文には、以下のように記されている。

大学予科卒業者中成ルヘク多数ノ者ヲシテ京都帝国大学ニ入学ヲ志望セシメ度儀ニ就テハ従来毎々御配慮ヲ煩シ居候処、法科大学及文科大学ニ関シテハ猶学生ノ多数ハ東京ニ集中シ京都ニ入学スル者ノ甚僅少ナルハ深く遺憾トスル所ニ有之候。(中略) 京都大学ハ今ヤ諸般ノ設備既ニ成リ東京大学ニ比シテ遜色ナキノミナラス、学生ニ取りテモ京都ニ於テ修学研究スルヲ却テ便利ナリトスルモノモ不勘可有之ト存候ニ付、本省ニ於テハ大ニ京都帝国大学入学ヲ奨励致度考ニ有之候<sup>(36)</sup>。

新設の京都帝大は学習上の利便性が優れていることを強調した上、とりわけ法文両科の学生に京都帝大へ志望させるよう、高等学校長に要請しているわけである。学生の志望からみた「東大志向」は、文部省だけではなく、恐らく当時の京都帝大当局にとっても、悩みのタネとなっていたと考えられる。東京帝大よりもわずかでも留学生教育に前向きな姿勢を示した京都帝大は、学生確保により柔軟な対応を見せていた現実がその背景にあったと考えられる。当時京都帝大が採っていたこの姿勢は、やがて京都帝大の留学生に対する教育方

針の底流をなしていくことになる。

## 二、政府間協定による留学生教育の本格的展開

### 1、「五校特約」協定の再検討と配分制の経緯

一方、清国においては、速成教育や留学生の政治運動への関与などが批判され、1906年初頭に至ると留学資格の制限措置が採られた。即ち、中学校卒業以上であることや、速成学生の派遣中止などがそれである。さらに留学生教育の質的向上を目指して1906年末より、駐日公使楊枢や留学生副監督王克敏は外務・文部省と交渉を重ねた。やがて1907年夏、新任公使李家駒のもとで「五校特約」が正式に結ばれることになった。この協定に対して、清国政府がいかなる思惑を寄せていたのだろうか。今一度、「五校特約」の要領を以下のように確認しておこう。

- ①養成費の清国負担で1908年より15年間(1922年まで)毎年165人を五校に入学させること。
- ②経費の各省分担を原則で、湖北・広東等の大省と雲南等小省に別々留学生枠を配分すること。
- ③各校の入学試験に合格することを派遣条件とし、養成費と学費を年間650円支給すること。

ここで「五校」とは、一高のほか、東京高等師範学校、東京高等工業学校、山口高等商業学校、千葉医学専門学校など、各分野における代表的な高等専門教育機関である。中国側の試算によれば、協定通りに実施すれば、やがて一高を卒業して帝国大学への進学も含めた1475人の養成には、合計775万円以上の巨費が必要となる。授業料だけでなく、留学生教育に当たった各学校に対して、「養成費」も支給されるからである。実際、一人あたり年間200円の「養成費」は、当時の日本人学生の授業料の4倍から7倍弱という額に上る。世界の留学生史に例を見ないこの協定には、清国

政府が託した絶大な期待が表れている<sup>(37)</sup>。

ところで、これまでの「五校特約」に関する研究では、協定成立の背景は明らかにされているが、双方協議の経緯及びその実施過程に生じた問題点などの詳細については、必ずしも解明されているとはいえない。例えば、一高は協定を受けて早速、1908年4月に日本人の本科とは別に留学生「予科」を設置し、1年間の予科教育を施してから高等学校へ進学させる予定だった<sup>(38)</sup>。しかし、留学生の入学直後、修了後の進路や本科での授業形式などについて、双方の意見は真っ向から対立していった。

初年度の事情について、例えば一高の公式記録では、「本校特設予科を修了せる者は、本人の希望と学校設備の都合とを参酌の上、之を本校及び他の高等学校に配分し、本科第一学年に入学せしむることゝせられたり」と記述されている（『第一高等学校六十年史』、p.508）。これまでの先行研究もまた、この「配分制」原理をそのまま踏襲してきた。しかし、中国側の資料からは、それと違った見解を読み取ることができる。協定の中国側代表だった楊枢が、1907年6月20日（太陰暦）に学部宛に提出した「遊学計画書」がそれである。まず序文において、楊は先述した五校の収容人数を報告した上、次のように述べている。

ただ大学分科の〔配分〕人数については、現段階では確定し難く、〔四年後〕高等学校学生が卒業する時には東北・九州大学が既に創立されているはずであり、その時に適切に配置すべしと〔文部省は〕いう。（中略）もし卒業後も大学に収容されなければ、即ち文部省の復書では明言されているが故に、他日交渉の時にもまた、まったく追及できないわけには至らないだろう（原文中国語、訳文は引用者。台湾国史館所蔵清末学部史料）。

この史料から、中国側は帝国大学への配分人員数まで要求したこと、それに対して、日本側は即答を避け、東北・九州帝国大学が創立後の1911年頃になって考慮するよう約束したこと、それを中国側も容認したこと、など両者の交渉過程が読み取れる。それは、中国側が、帝国大学への進学を最終目標としていたことを示す。

さらに、一高予科に入学した留学生に対して、一高が、本科進学後も従来同様、日本人とは別クラスでいわゆる「分班授業」を受けると通告した。それに対して、中国側は猛反発した。一高側は、将来帝国大学へ進学する目的を考えると、「分班授業」のほうがより効率的であり、本科で三年間の予備教育を受けることができる、とその理由を説明している。それに対して中国側は、留学の目的は「同堂聴受及同室実修」のはずであり、「分班」ならば本国で外国人教師を迎えて教室を開くのと大差はない。従って、巨費を使ってまで日本留学を実施する必要はないと反論した<sup>(39)</sup>。

一方、文部省は、次官沢柳政太郎が中国側の主張に一定の理解を示したものの、一高の新渡戸稲造校長及び教授陣はこれに強く反対した。ついに1908年7月になって中国側から協定の破棄も辞さないという見解が示された。やがて1909年3月に、文部省は各高等学校長を召集し対策を検討しはじめた。協議の結果、中国側が強く求めた「同班授業」を原則として認めることとなった。ただし、修了生の全員が一高に進学するのではなく、数人ずつを各高等学校へ「配分」して教育する、という折衷的な内容であった。

これが、いわゆる「配分制」の由来である。しかし、如上の論争から、中国側の本来の狙いは帝国大学への進学であり、そのための「大学予科」教育も一高のみにおいて実施することを求めていた、とあってよいであろう。さらに、双方の対立は、「五校特約」の協定文に、進学に関する詳細が明文化されていなかったことにも起因するであ

ろう。いずれにしても、留学生教育に託した双方の思惑が最初から異なっていたことが、より根本的な原因であったといえよう。

ちなみに、「配分制」については本国の学部は容易に妥協せず、1908年11月24日に学部は、高等学校卒業後の大学進学に関する以下の三つの約束を、正式公文の形で書き込むように指示したのである。

- 一 卒業後は東京〔帝国〕大学への入学〔という志望〕に〔日本側が〕応じるべきこと。
- 一 六十五人中、理工農医四科を専攻する者は〔総数の〕三分之二を上回ること。
- 一 大学入学時、高等学校在学時の専攻と同様に分科大学へ各々編入すること（「電駐

日欽使分配各校須將三事約定由」、同上清末学部史料、引用者訳）。

この条件からも中国側の東京帝大志向や理工系重視の姿勢が鮮明に表されている。いずれにしても上述の如き、「五校特約」のもとで実際に入学した初年度の留学生が修了した後も、解釈の相違により協定の破裂直前まで日本側と中国側の紛糾が続いた。やがて、妥協案として「配分制」で合意したものの、大学進学確約まで至っていないという曖昧さが残っており、その後の紛糾のタネとなっていった。さしあたって、「五校特約」による各校への配当実績を示すと表3のようになる。

表3において、1912年に配分数の激減は、孫文が主導した「辛亥革命」で招いた国内混乱により

表3：第一高等学校特設予科修了後各高等学校配当数（1909～1932）

年度	一高	二高	三高	四高	五高	六高	七高	八高	札幌	松山	不明	合計
1909	6	6	4	6	5	5	5	5	2			44
1910	8	8	5	5	4	5	4	5	2			46 (47)
1911	6	7	7	6	6	5	5	5				47
1912	2	2	2	2	2	1	1	1				13
1913	4	2	3	1	3	2	3	2			2	22
1914	5	4	5	4	4	4	4	4				34 (35)
1915	7	5	7	6	6	6	5	6				48
1916	8	7	8	1	6	5	6	6				47 (50)
1917	5	4	4	5	5	4	5	5				37 (41)
1918	7	4	7	4	6	5	5	6				44 (45)
1919	6	5	6	3	4	6	5	5		3		43 (48)
1920	4	6	9	2	2	11	5	5		2	2	48 (53)
1921	8	4	5	3	6	7	6	9			1	49 (50)
1922	7	3	3	0	10	5	4	6		4	1	43 (50)
1923	5	5	5	0	5	12	3	9				44 (50)
1924	2	1	1	0	4	8	1	3				20 (24)
1925	3	1	1	0	0	4	0	3				12 (13)
1926	3	0	3	0	0	1	0	4				11 (13)
1927	0	1	4	0	0	1	0	2				8 (15)
1928	4	0	3	0	0	0	0	2				9 (13)
1929	3	2	4	2	1	0	1	3				16 (23)
1930	2	2	3	0	0	0	1	0				8 (16)
1931	4	1	7	1	0	0	1	3				17 (27)
1932	6	3	4	0	0	0	0	5			1	19 (23)
合計	115	83	110	51	79	97	70	104	4	9	7	729 (810)

注：『日本留学中華民国人名調』（興亜院政務部編、1940年）をもとに作成した。『人名調』には1932年までの東北諸省出身者も除外されたほか、配分校の誤植もあったため、三高の配分者のみを『第三高等学校関係資料』に基づき実数に訂正した。なお「合計」は、括弧内の『第一高等学校六十年史』巻末統計数よりも少ない。不足分は、三高以外の諸校にも配分された東北諸省出身者数だと推定される。また、「札幌」とは1909年は「札幌農科大学予科」、1910年は「東北大学札幌農科大学予科」の略。「松山」とは「松山高等学校」の略。

帰国者が続出したことによる。また、1924年以降1932年までの一高予科修了生の配分数もあわせて含まれている。これは、「五校特約」は1923年の配分をもって終了したものの、その後は、いわゆる外務省の「対支文化事業」の一環として実施されたことによる。各校への配分数について、1923年までは均一まではいかないものの、著しい差異が見られない。それに対して1924年以降の配分者数は、これまでよりも大幅に減少している一方、四高、五高、七高が合計で僅か数人程度であるに対して、一高、三高、八高の配分数は目立っている。なお、1932年以降の配分数を統計しなかったのは、同年6月に一高に「特設高等科」が設置さ

れ、中国人留学生教育を一高に集中させることになったからである。これ以降、三高を含む各高等学校への留学生は激減していくことになった。

## 2. 「五校特約」下の留学生教育

先述のように、三高においては1906年秋以降、1908年まで留学生の新規収容を実施しなかった。再開したのは1909年のこと、「五校特約」の実施により「配分」された4人を引き受けた。以降、1923年までの十数年間、毎年2～7人程度の新規入学した留学生に対して、高等学校高等科教育を施していったのである。この時期に三高に入学した留学生の概要を表4で示しておく。

表4：第三高等学校留学生一覧表（1909～1923）

姓名	出身地	費別	入学年月	卒業年月	進学先	特記事項	出典
楊 楸達	湖南	官	1909年9月			1913年11月「無届欠席」により除籍	130007-117
何 崧齡	福建	官	1909年9月			1914年3月「無届欠席」により除籍	140031-14
何 良溍	広東	官	1909年9月	1913年7月	東京帝大理科		130007-105
宋 任	浙江	官	1909年9月	1913年7月	東京帝大法科		130007-105
毛 頌芳	湖北	官	1910年9月			1913年1月京都帝大撰科入学により除籍	130007-5
李 信臣	湖北	官	1910年9月	1913年7月	東京帝大法科		130007-105
聶 俊	湖南	官	1910年9月	1913年7月	東京帝大工科		130007-105
杜 維常	山東	官	1910年9月	1915年7月	東京帝大工科		150001-96
徐 道淵	江西	官	1910年9月			1913年11月「無届欠席」により除籍	130007-117
楊 凱	四川	官	1911年9月	1916年7月	東京帝大農科		160044-欠
梅 詔経	浙江	官	1911年9月			1913年1月京都帝大撰科入学により除籍	130007-5
路 兆芬	直隸	官	1911年9月			1916年12月病气退学	
龔 其慎	四川	官	1911年9月			1913年10月大阪医学専門学校へ転学のため退学	130007-95
趙 修乾	福建	官	1911年9月	1916年7月	東京帝大理科		150001-96、 160044-欠
劉 伝亮	浙江	官	1911年9月				140031-22
孫 孝寛	貴州	官	1911年9月	1916年7月	京都帝大医科	1915年東京帝大理科落第	160044-欠
田 明雯	江西	官	1912年9月	1918年7月	京都帝大理科	1914年5月、東京高等工業学校へ復学のため退学	180037-51
崔 元愷	広東	官	1912年9月	1915年7月	九州帝大医科		150001-96
李 芳柏	広東	官	1913年9月			1914年2月事故退学	140031-14
張 育海	江西	官	1913年9月	1916年7月	卒業	東京帝大法科	160044-欠
楊 南	浙江	官	1913年9月			1916年8月病气退学	
楊 志章	広東	官	1914年9月	1918年7月	東京帝大法科	落第1回	180037-50
毛 競先	湖南	官	1914年9月	1918年7月	京都帝大工科		180037-51
李 敦化	広東	官	1914年9月	1917年7月	工科	落第1回	
周 斯銘	広東	官	1914年9月	1918年7月	京都帝大工科		180037-51
戴 鴻儒	四川	官	1914年9月	1918年7月	京都帝大工科	落第1回	180037-51
黄 元彬	広東	官	1915年9月	1918年7月	京都帝大法科		180037-51
朱 公準	広東	官	1915年9月	1918年7月	京都帝大法科		180037-51
彭 維基	湖南	官	1915年9月	1919年7月	京都帝大工学		190060-欠

陳世鴻	湖南	官	1915年9月	1920年7月	東京帝大工科	1918年卒も九州帝大へは進学せず	200022-欠
黄璧	湖南	官	1915年9月	1919年7月	東京帝大工科		190060-欠
夏禹鼎	浙江	官	1915年9月	1918年7月	九州帝大医科		180037-52
繆子明	浙江	官	1915年9月			1920年1月死亡	200051-3
史尚寬	安徽	官	1916年9月	1919年7月	東京帝大法科		190060-欠
李淇	広東	官	1916年9月	1921年3月	卒業		
周錫夔	雲南	官	1916年9月	1922年3月	卒業	1916年11月末「休学中」	160003-31
夏禹銘	浙江	官	1916年9月	1921年3月	卒業		
歐陽超遠	湖南	官	1916年9月	1920年7月	京都帝大工学		200022-欠
王国香	吉林	官	1916年9月	1920年7月	東京帝大工学		200022-欠
龔宝鍵	浙江	官	1916年9月	1919年7月	九州帝大医科		190060-欠
譚大同	広東	官	1916年9月	1921年3月	卒業		
韓樹業	吉林	官	1917年9月	1921年3月	卒業		
鐘自燾	江西	官	1917年9月	1920年7月	京都帝大経済		200022-欠
黄秉哲	広東	官	1917年9月	1920年7月	京都帝大工学		200022-欠
高冠傑	陝西	官	1917年9月	1921年3月	卒業		
薩孟武	福建	官	1918年9月	1921年3月	卒業	2年半で卒業	
姜景曾	湖北	官	1918年9月	1926年3月	卒業	2回落第	260001-61
陳秉直	四川	官	1918年9月	1924年3月	卒業	落第1回	
呉瀚濤	吉林	官	1918年10月	1921年3月	卒業		
杜国興	広東	官	1918年10月	1921年3月	卒業	2年半で卒業	
周日省	浙江	官	1918年9月	1922年3月	卒業		
張鴻詰	吉林	官	1918年9月			1920年6月八高転学のため退学	200026-11
鄧鴻藩	雲南	官	1919年9月	1923年3月	卒業		230018-15
鄭伯奇	陝西	官	1919年9月	1922年3月	卒業	2年半で卒業	
李中孚	湖北	官	1919年9月	1923年3月	卒業		230018-15
王宏章	浙江	官	1919年9月			2回落第、1924年3月除籍	240025-36
金華錦	湖北	官	1919年9月	1923年3月	卒業		230018-15
李伴詩	広東	官	1919年9月			「思舜」へ改名。1922年8月死亡	
王大鈞	湖北	官	1920年9月	1923年3月	卒業		230018-15
李正陽	遼寧	官	1920年9月	1923年3月	卒業		230018-15
穆敬熙	吉林	官	1920年9月	1923年3月	卒業		230018-15
資耀華	湖南	官	1920年9月	1923年3月	卒業		230018-15
范揚	浙江	官	1920年9月	1923年3月	卒業		230018-15
殷德洋	湖南	官	1920年9月	1923年3月	卒業		230018-15
沈敦輝	広東	官	1920年9月	1923年3月	卒業		230018-15
張義明	広東	官	1920年9月	1924年2月	卒業	落第1回	
鄭錦栄	遼寧	官	1920年9月	1923年3月	卒業		230018-15
朱顯禎	四川	官	1921年4月	1924年3月	卒業		
丁理華	貴州	官	1921年4月	1924年3月	卒業		
陳章	遼寧	官	1921年4月	1925年3月	卒業	不受験1回	250002-33
解廣仁	遼寧	官	1921年4月			1923年8月死亡	240032-8
唐琢之	湖南	官	1921年4月			1923年11月死亡	230001-61
陳德溥	貴州	官	1922年4月	1925年3月	卒業		250002-33
李聲華	湖北	官	1922年4月	1925年3月	卒業		250002-33
余群宗	四川	官	1922年4月	1926年3月	卒業	落第1回	260001-61
林喜泰	遼寧	官	1923年4月	1926年3月	卒業		260001-61
章巖	陝西	官	1923年4月	1926年3月	卒業		260001-61
李亜農	四川	官	1923年4月	1927年3月	京都帝大文学	不受験1回	270010-欠
羅濬	湖南	官	1923年4月	1928年3月	卒業		
高元良	遼寧	官	1923年4月	1926年3月	卒業		260001-61

注：各年度の『専門学務局往復書類』などにより筆者作成。出典欄の資料名は冗長のため、簿冊の整理番号と件名番号とだけを記した。いずれも京都大学大学文書館所蔵『第三高等学校関係資料』による。

この表4から、以下のような特徴を読み取ることができる。すなわち、この間入学した80人全員は官費であり、平均して毎年度5人程度が入学、年度別のバラツキは小さかった。また卒業までの所要年数は依然、2年半から6年間までと個人差がみられるが、卒業者は全部で64人に上り、卒業率は全体の79.01%と高まっている。さらに注目すべきは、東京帝大への進学者がこれまでよりも大幅に増えたことである。先述した「配分制」をめぐる論争の中、東京帝大への進学を日本側に確約させたことは、中国側にとって一定の効果があったことを示す。また、出身省別では、先述した表2において1908年までは浙江と江蘇出身者が多かったが、表4では広東、湖北、湖南、四川の四省で40人と全体の半分を占めていたことがわかる。

### 3、「対支文化事業」下の留学生教育

政府間の協定による「五校特約」は、中国国内の情勢激変にもかかわらず中断せず、15年間にわたって実施されつづけた。一方、1920年代以降、いわゆる義和団賠償金の返金をめぐって、日中両国政府による協議が続いた。おおむね中国側は、返金の文化事業転用は歓迎するものの、その管理や使用方法について、中国側と協議せずに日本だけで意思を決定することには反対の立場をとっていた。それに対して留学生側も、「中華留日各校同窓会」という名義で宣言を出し、自らの意見を表明している<sup>(40)</sup>。

しかし、日本側は中国側の意思をふまえることなく、1923年3月30日に、賠償金の返金を財源とする「対支文化事業特別会計法」を通過させ、その一部を留学生の学費補給に充てることとした。と同時に、その予算から留学生の予備教育費を計上し、従来の「五校」の予科を七校へと拡充し、各校に対して年間2000円の補助を与えたのである。すなわち、留学生教育を与えることにより補

助金が得られる体制を維持させたのである。1924年以降、三高に進学した留学生の一覧を表5のように示しておく。

表5から分かるように、1924年以降に入学した留学生30人中、卒業を見たのが12人で、卒業率は40%であった。しかも、進学先は殆んど京都帝大となり、東京帝大とは縁の遠いものとなっていた。もう一つの変化は、東北諸省の出身者が14人にも上り、突出していることである。また、東京や広島高等師範学校の予科修了者も特別に入学を認められた。先の表2で示したとおり、一高予科の修了生が1924年以降激減し、そのため三高への配分数も若干減ってきている。また、以下でみるように、例えば旅順第二中学校のような日本人経営中学校からも無試験入学が要求された。関東庁立旅順第二中学校長飯河道雄より、1925年12月7日付で送られた三高校長森外三郎宛の書簡を見てみよう。

弊校は支那人子弟を教育する目的にて設立せられたるものに候が教育方法は全然我が文部省中学校令に準拠し教科書も内地中学のものを其併使用致居り、教師も亦漢文教師の外は全部内地中等学校有資格の教師に有之。更に弊校入学以前の初等教育に於ても関東庁立公学堂に於て六ヶ年間日本的に教育せられたるものに有之候。故従来之支那留学生とは全然その素養を異に致候と存候が、今回第一回卒業生を出すに当り左記兩名の者御校入学希望に候間、特別の御詮議を以て無試験入学御許可被成下候様致度、右兩名は孰れも学力優秀にして氣質も邦人と異なるなく、他日彼等の成功を見たる曙には日支国交上貢献する所少からずと存候に付、特に右様御許可被成下度。尚甚だ勝手乍ら否やの御返事折返御恵与に預り度学業成績表相添、右御願申上候<sup>(41)</sup>。

表5：第三高等学校留学生一覧表（1924～）

姓名	出身地	費別	入学年月	卒業年月	進学先	特記事項	出典
沈 滌生	四川		1924年4月	1927年3月	京都帝大文科	「起予」と改名	270010-欠
蘇 正雅	遼寧		1925年4月			1926年3月退学を命じられる	260028-27
王 俊楷	遼寧		1926年4月	1929年3月	京都帝大法学		290031-7
林 琦	広東	省	1926年4月	1931年3月	京都帝大文科		310003-6
李 岐山	山東		1926年4月	1929年3月	東京帝大工科		290031-7
孫 立源	浙江		1927年4月			1929年3月「二ヶ年以上原級止マリ」により除籍	290031-7
劉 鴻萬	湖北	省	1927年4月	1931年3月	京都帝大経済		310003-6
孔 禄卿	浙江	文	1927年4月	1932年3月	千葉医大	2回落第につき除名も復校許可	290031-7、 290002 - 26
夏 鐘毓			1927年4月				
呉 繩海	雲南	省	1928年4月	1931年3月	京都帝大文科		310003-6
萬 泉生	江西	省	1928年4月			1932年11月「帰国ノ儘登校セズ授業料不納」により除籍	330016-2
于 天寿	雲南	省	1928年4月	1931年3月	京都帝大経済	「百溪」と改名	310003-6
郎 麓宝	遼寧	省	1929年4月			1932年11月「帰国ノ儘登校セズ授業料不納」により除籍	330016-2
呉 葆民	遼寧	省	1929年4月			1932年11月除籍	
黄 友謀	広東	省	1929年4月	1935年3月	京都帝大理科		350002-6
李 樹林	黒竜江	省	1929年4月	1934年3月	京都帝大理科		340001-3
王 天民	遼寧	私	1930年4月	1935年3月	京都帝大法学		350002-6
薛 永恩	遼寧	私	1930年4月			1932年11月「帰国ノ儘登校セズ授業料不納」により除籍	330016-2
王 世富	遼寧	私	1930年4月			1932年11月「帰国ノ儘登校セズ授業料不納」により除籍	330016-2
戴 劭徳	遼寧	私	1931年4月		京都帝大法学		350002-6
呉 蓮溪	吉林	官	1931年4月	1935年3月	大阪帝大理科		350002-6
芳 陰予	広東	私	1931年4月	1934年3月	京都帝大経済		340001-3
沈 令翔	浙江	私	1931年4月	1932年11月	卒業？	1年しか在籍していない	
黄 伯雄	広東	私	1931年4月	1934年3月	京都帝大経済		340001-3
王 樹春	遼寧	文	1931年4月				
王 緒智	遼寧	文	1931年4月			東京高等師範予科修了	350011-欠
陳 錚	浙江		1932年4月			1934年3月除籍	
馬 家儻	河北	省	1932年4月	1936年3月	京都帝大法学		
曹 永禎	遼寧	官	1932年4月				350011-欠
金 長衡	遼寧	官	1932年4月	1936年3月	京都帝大工科		
傅 廣茂		官	1935年4月	1938年3月		広島高等師範特設予科修了	
李 漢民			1936年4月			広島高等師範特設予科修了	
許 慶華			1936年4月			広島高等師範特設予科修了、特別入学	
鮑 瑞民			1941年3月			第一神戸中学卒、特別入学	
馬 永康			1942年3月			関西学院	

注：『昭和七～十五年第三高等学校庶務・支那留学生ニ関スル書類』（三高-1-135、680019）などにより筆者作成。出典欄の資料名は冗長のため、簿冊の整理番号と件番号とだけを記した。いずれも京都大学大学文書館所蔵『第三高等学校関係資料』による。「費別」欄の「文」は「外務省文化事業補給」の略。

ここでは飯河校長は、旅順第二中学校で行なわれている教育はいかに日本内地と同様であるか、また生徒の学力や気質はいかに優れているのか、などの事実を強調した上、特例として卒業生の三

高への無試験入学を求めたわけである。しかし、同月11日に三高から拒否の回答が送られた。すなわち、無試験入学が許されるのは文部省委託の一高予科修了生のみであり、他には台湾や朝鮮等

植民地出身者も含めて全員、日本人同様に入学試験を受ける必要がある、ということである。

このように三高における留学生の入学は、1920年代に徐々に減っていき、さらに1930年代においては、満洲事変や上海事変などが起きたことにより、多くの帰国による退学者が続出した。とくに1937年以降、日中戦争の全面勃発により、三高に限らず、日本全国にわたって留学生の帰国が相次ぐことになる。

### おわりに

本稿において、「五校特約」を中心にその前後の時期も含めて、三高における留学生教育の概況を掴むことができた。その実態についてはまだ不明なところが多い。しかし、まとめてみれば以下のような特徴を見出すことができる。

三高における最初の留学生教育は、個人が公的な機関を経由して三高が引き受ける形で始まった。同時期の文部省も、外務省の斡旋に応じ各直轄学校に協力を求めた。この時期の留学生は、人数が少なかったために、授業料の不徴収などしばしば優遇されることが多かった。しかし、中国政府による積極的な留学生派遣政策を前に、日本側は「養成費」の提供を条件に大規模な留学生教育を実施するよう応じた。異例ともいべき「五校特約」のもとで、三高における留学生の教育は、一定の安定性をもって継続していた。実際、この制度を利用して高等学校—帝国大学という経路で学び卒業した留学生は、三高の場合に限っても60人以上に上った。それは、帝国大学を頂点とした近代日本の高等教育を吸収する目的において、「五校特約」が大きな役割を果たしていたことを物語っている。それ以降は政治情勢の悪化に伴ない徐々に衰退していった。

しかし、官立高等教育機関の留学生史をさらに明らかにするためには、次のような二つの課題が残されている。一つは、1932年以降に一高特設

高等科の設置により、「大学予科」としての留学生教育は、いかなる変化を見せていたのか、ということである。今もう一つは、帝国大学進学後における留学生の学習状況、また卒業後の活動などについて、留学生教育の実効に深く関わる問題として、さらなる検討が必要となるだろう。

中国側にとっては、帝国大学進学という目標は、ある程度達成できたといえる。それに対して日本側は、留学生教育を通じて「日中親善」という旗印のもとで「親日的な中国人」の養成という目標があったと考えられる。この点を、いかに評価すべきだろうか。この問題を検証するためには、先述の如く、個々の留学生の帰国後の活動も含めてさらなる考察を要する。しかし、外務省の文化事業を通じた「親善」促進という「文化的」な施策とは裏腹に、日本軍による中国大陸への「武力的」な軍事行動は、この芽生えた微かな可能性をも摘み取る結果につながっていったと考えられる。

### [註]

- (1) 特に明治期までの中国人留学生教育の概要については、蔭山雅博「解題Ⅲ 明治日本の中国人留学生教育—その諸相—」(近代アジア教育史研究会(代表 阿部洋)編『近代日本のアジア教育認識・資料編—明治後期教育雑誌所収 中国・韓国・台湾関係記事—第二部 中国の部』附巻Ⅱ、龍溪書舎、2002年)に詳しい。
- (2) 二見剛史「戦前日本における中国人留学生予備教育の成立と展開」国立教育研究所紀要第94集『アジアにおける教育交流—アジア人日本留学の歴史と現状—』、1978年。
- (3) 阿部洋『「対支文化事業」の研究—戦前期日中教育文化交流の展開と挫折—』、汲古書院、2004年。
- (4) 大里浩秋・孫安石編『中国人日本留学生研究の現段階』御茶の水書房、2002年。川島真「日本占領期華北における留日学生をめぐる動向」『中国研究月報』第61巻第8号、2007年。



- (5) 鐘少華『早年留日者談日本』山東画報出版社、1996年。
- (6) 陳昊「特設予科における中国人留学生受け入れに関する考察—明治専門学校を中心として—」『九州大学大学院教育学コース院生論文集』第3号、2003年。王嵐『戦前日本の高等商業学校における中国人留学生に関する研究』学文社、2004年。
- (7) 折田悦郎『九州帝国大学における留学生に関する基礎的研究』(研究成果報告書)2004年。永田英明「戦前期東北大学における留学生受入の展開—中国人学生を中心に—」『東北大学史料館紀要』創刊号、2006年。
- (8) 東京帝国大学については、1942年に留学生教育に関する調査を実施していた。当時の資料は、所澤潤によって紹介されている(所澤潤「(資料)「外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会」(昭和十七年〔一九四二〕年・東京帝国大学)の記録」『東京大学史紀要』第9号、1991年、p.96。
- (9) 三高の歴史は、1869年に開校した舎密局にさかのぼり、以来1894年まで12回も校名の変化を見せた。これは、近代日本の中等・高等教育の模索過程を如実に物語っているのである(巖平『三高の見果てぬ夢—中等・高等教育成立過程と折田彦市—』、思文閣出版、2008年)。
- (10) 「当校卒業ノ清国人印度人取調回答ノ件」『明治四十三年文部大臣官房往復書類第三高等学校』(京都大学大学文書館所蔵『第三高等学校関係資料』、資料番号「三高-1-3766」、100001-8)。「三高-1-3766」(以下、「1-3766」と略す)は簿冊の資料番号、「100001」は同簿冊の原本に付けられた整理番号、「8」は資料の件名番号を、それぞれ表す。本稿では資料番号が整理中のものも使用している故、参考のために整理番号と件名番号を併記した。なお、煩瑣を省くために簿冊資料名末尾の「第三高等学校」を以下、省略する。また、留学生氏名の表記については、未だ解明されていない卒業後の活動など今後の研究に寄与するため、実名にしたことを断っておく。
- (11) 例えば第三高等学校の八十年史に相当する『神陵史』では、当時の状況について「留学生の受入れは、当時の国策とも照応し、また高等学校大学予科としての本校の充実ぶりを示す一例でもあった」と記述している(阪倉篤義代表・神陵史編集委員会編『神陵史』、1980年、p.502)。留学生教育と学校の充実さとの因果関係は必ず明瞭でないが、「国策」の名のもとで始まったという認識は一般的であった。
- (12) 「清国人銭承以下六名入学ノ件」『自二十五年至三十五年外国人教師外国人入学』(東京大学駒場博物館所蔵)。ちなみに留学生の一高入学は、日本の官立高等教育機関においても初めてのことであった。もっとも、1896年から始まるとされる中国人の日本留学は、当初の殆んどが嘉納治五郎が開いた「弘文書院」や早稲田などの私学で、いわゆる「速成」教育を受けていた。それに比べて、高等学校においてより高等なる教育を施し始めたことが、近代日本留学生史上に重要な意味を有しているのである。
- (13) 同上。
- (14) 黄福慶「清末における留日学生派遣政策の成立とその展開」(『史学雑誌』第81巻第7号、1972年)。また最近の研究として、川崎真美「清末における日本への留学生派遣—駐清公使矢野文雄の提案とそのゆくえ—」(『中国研究月報』第60巻第2号、2006年)を参照。
- (15) 前掲「清国人銭承以下六名入学ノ件」。
- (16) 「文部省ヨリ外国人入学者ノ国籍氏名等取調方ノ件」『自二十五年至三十五年外国人教師外国人入学第一高等学校』(東京大学駒場博物館所蔵)。
- (17) 『第一高等学校自治寮六十年史』(一高同窓会、1994年)、p.107。
- (18) 前掲「文部省ヨリ外国人入学者ノ国籍氏名等取調方ノ件」。
- (19) ちなみに、1911年5月に公布された「外国人及殖民地人学生ノ取扱ニ関スル件」において、「台湾人若ハ朝鮮人ニ之(「外国人特別入学規程」—引用者)ヲ準用ス」と定められ、総督府の紹介を条件に植民地出身の学生にも適用されるようになった。それを受けて三高においても、台湾・朝鮮からのいわゆる「内地留学」者を多数入学させ、

徐々に中国人留学生を上回っていく勢いであった。一方、1920年代以降いわゆる「内地延長主義」のもとで、京城帝国大学（1924年）や台北帝国大学（1928年）を含む高等専門教育機関の設置を受け、植民地出身者へ「外国人特別入学規程」の適用が1929年5月より撤廃された。これにより日本人学生同様の入学試験を強いられ、それ以降、三高へ入学した台湾・朝鮮出身者が激減し、1932年以降はついに合格者が殆んど見られなくなっていった。これら植民地出身学生の教育については、中国人留学生のそれとはいかなる違う論理で行なわれていたのか、さらなる考察が求められる。

- (20) 当時は北京の京師大学堂より選抜された31人を日本に留学させる要望を受け、外務・文部両省協議の末、全員を一高に依託するに至った。ちなみにこれらの学生の中、1905年8月の交渉により京都帝大に6人を「選科生」として入学させ（うち1人病気により帰国）、また東京帝大選科への入学も議論された。
- (21) 「清国留学生入学出願ノ際取扱方」『明治三十六年専門学務局往復書類』（1-3239、030063-10）。
- (22) 「支国留学生ニ関スル件」『明治三十八年各庁往復書類』（1-3505、050083-43）。
- (23) 「外国学生収容ニ関シテ通牒ノ件」『明治三十八年文部大臣官房往復書類』（1-3400、050002-26）。
- (24) 「支那留学生収容ニ関シ回答ノ件」『明治三十八年文部大臣官房往復書類』（1-3400、050002-28）。
- (25) なぜ60人という数字が出たのか定かでないが、既に1904年に31人もの留学生を一斉に一高に収容させた実績に加えて、中国側のさらなる人数増加の要求に応じて、人数を倍増させた結果と推測しても、著しく不自然とは言えないだろう。
- (26) 文部省が、師範学校、中学校、高等女学校など中等学校の教員不足を解消させるために、高等師範学校以外の直轄諸学校内に設置した教員養成機関。1902年、1922年及び戦時体制下の三期に設けられた。三高には、第一期に第四臨時教員養成所として1902年4月に設置され、主として英語科の教員を、年間30人ほど養成にあたった。
- (27) 「支那留学生収容ノ件」『自明治三十六年至明治四十五年外国人入学関係書類第一高等学校』（東京大学駒場博物館所蔵）。
- (28) 「文部次官本年収容スベキ清国留学生ニ関スル件」『明治四十一年文部大臣官房往復書類』（1-3679、080002-8）。
- (29) 「文部次官外国人ノ高等学校ニ入学ニ関スル件」『明治四十一年文部大臣官房往復書類』（1-3679、080002-13）。
- (30) 「清国留学生入学試験制度ニ関スル上申並ニ当校従来取扱方問合」『明治四十一年専門学務局往復書類』（1-3710、080033-3）。
- (31) 「入学試験従来ノ取扱方並ニ将来ノ意見問合ノ件」『明治四十一年専門学務局往復書類』（1-3710、080033-4）。
- (32) 「清国留学生嚴恩械学力ニ関シ普通学務局ヨリ照会ノ件」『明治四十年文部大臣官房往復書類』（1-3620、070003-17）。
- (33) 「具奏考試遊学畢業生監臨事竣覆命令摺」台湾国史館所蔵清末学部資料「考試遊学畢業生案」所収（請求番号169、033-1）。なお、留学生にとって出世の途ともいうべき「登用試験」は、1905年から1911年まで7回を実施されたが、1912年の「辛亥革命」以降は中止になった。詳しくは、黄福慶「清末における留学生の特質と派遣政策の問題点」（『東洋学報』第54巻第4号、1972年）を参照。
- (34) 『中国冶金史料』1986年。
- (35) 「四十年卒業スベキ生徒ノ志望学科等送付之件」『明治三十九年専門学務局往復書類』（1-3576、060053-20）。
- (36) 「京都大学入学者ニ対スル件」『明治四十年文部大臣官房往復書類』（1-3620、070003-24）。
- (37) この異例ともいうべき留学生教育のあり方について、やがて帝国議会においても物議を呼び、1920年より学費以外の諸費用が徴収されずに改められた。既に協定の完了まで2年前のことであった。
- (38) それを受けて1908年より一高では、「外国人特別入学規程」により入学は、「教場設備ノ都合」により一切断ることを決めたという（『第一高等学校六十年史』、p.506）。一高の留学生史においても、「五校特約」の占めた位置は極めて重要であった。

- (39) この間の交渉経緯に関する報告は、前掲「具奏考  
試遊学畢業生監臨事竣覆命摺」を参照。
- (40) 「中華留日各校同窓会宣言」『大正十二年諸向往復

書類第三高等学校』(230018-19)。

- (41) 「卒業生無試験入学ノ件」『大正十四年学校館所往  
復書類第三高等学校』(250033-65)。